

2020年12月18日

中央大学

日本学生支援機構第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

現在、**最高学年**で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が令和2年度中の者で、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響**により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大1年延長できます。

(1) 対象学種

大学

大学院修士・博士前期課程、専門職大学院

(2) 対象学年

最高学年

(3) 対象者の要件

次の①~③の全てを満たす者

- ① 令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者  
※令和2年度の途中で貸与終了する者を含む。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することになった者。
- ③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者。

(4) 提出書類

[「第二種奨学金貸与期間延長願」（様式9）※PDF](#)

注意）※「延長事由」は、「被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合を選択

※「延長が必要となった理由」の記述欄には、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である」旨を記載してください。

(5) 提出期限

令和3年1月6日（水） ※必着（期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。）